

議案第 82 号

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和 30 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第 19 条の 2 中「（昭和 40 年法律第 33 号）」を削る。

附則第 2 項中「同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年11月27日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得につい</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>

て同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ 省略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並び

ア～エ 省略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特

にその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第19条の2 国民健康保険税の納税

定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 省略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第19条の2 国民健康保険税の納税

義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

附則第三条の二の第二項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限」及び「若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「以下この条を」という。次項に改め、同条第二項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第五条の三を次のように改める。

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第五条の三 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六十六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八條の六第一項及び第二項第一号第八條の十三、第六條の十六の七、第八條の十七、第三條の十九の二、第三條の二十、第三條の二十三

又は第六十三條第一項

第四十八條の十一の二	第八條の十三	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の十三
第四十八條の十一	第八條の十六の六	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の十六の六

(租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十八年法律第十号）以下「平成十八年租税特別措置法改正法」という。) 附則第十五条の規定によりその例によることとされる平成十八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第三項又は第八項若しくは第六十三条第一項(平成十八年租税特別措置法改正法第十五条第二項の改正前の租税特別措置法第六十二条の三第三項若しくは第六十三条第一項)を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限」及び「若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「以下この条を」という。次項に改め、同条第二項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第四十八條の十一の十三	第八條の十七	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の十七
第四十八條の十一の十八	第八條の十九の三	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の十九の三
第四十八條の十一の二十二第一項	第八條の二十第一項	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の二十第一項
第四十八條の十一の二十五	第八條の二十三	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の二十三

附則第五條の四の四「並びに同条第三項、第七項及び第九項」を「及び同条第四項」に改める。

附則第六條の二第四項中「附則第九條第十六項」を「附則第九條第十五項」に改め、「及び第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第六項中「附則第九條第十九項」を「附則第九條第十八項」に改め、同条第七項中「附則第九條第二十項」を「附則第九條第十九項」に改め、同条第八項中「附則第九條第二十一項」を「附則第九條第二十項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に改め、同条第九項中「附則第九條第二十二項」を「附則第九條第二十一項」に改める。

附則第十八條の八中「第五十六條の八十九第二項」を「第五十六條の八十九」に、「同項第二号中」を「同条第一項中「百十萬元」とあるのは「百二十五萬元」と、同条第二項第二号中「「法」」を「法」に改める。

附則第三十六條第一項中「令和三年一月三十一日」を「令和三年二月一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三十六條第一項の改正規定 公布の日
- 二 第五十六條の八十九の改正規定及び附則第十八條の八の改正規定並びに附則第六條の規定 令和三年一月一日

(更正の請求に関する経過措置)

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下「改正法」という。）附則第五条第四項又は第十三条第四項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「四年新法」という。）第五十三條第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第二十條の九の三第六項の規定の適用については、同項中「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは、「控除対象還付対象欠損調整額若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項若しくは第十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第五十三條第六項若しくは第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額」とする。

2 改正法附則第五条第五項又は第十三條第五項において準用する四年新法第五十三條第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第二十條の九の三第六項の規定の適用については、同項中「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは、「控除対象還付対象欠損調整額若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項若しくは第十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第五十三條第九項若しくは第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属調整額」とする。

第四十八條の十六の二第三項中「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改める。

第四十八條の十六の三第一項中「第四十八條の十五の五第一項」を「第四十八條の十五の四第一項」に改め、「及び第五項」を削り、同条第二項中「及び第六項」を削る。

第五十六條の八十九第一項中「金額は、三十三万円」を「金額は、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第七百三條の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第七百三條の五に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第七百三條の五に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改め、「法第七百三條の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）を削り、場合によっては、三十三万円」を「場合によっては、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改め、同条第二項第二号中「三十三万円」を「四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改める。

第五十七條の二中「第四十八條の十三第三十項」を「第四十八條の十三第二十七項」に改め、同条の表第四十八條の十の項及び第四十八條の十の三の項中「市町村民税」を「市町村に」に、「都民税」を「都道府県に」に、「市町村」を「関係市町村」に、「都道府県」を「関係都道府県」に改め、同表第四十八條の十の六の項中「第四十八條の十の六」を「第四十八條の十の四」に改め、同表第四十八條の十一の四、第四十八條の十一の七、第四十八條の十一の十及び第四十八條の十一の十三の項中「第四十八條の十一の七、第四十八條の十一の十及び第四十八條の十一の十三」を「第四十八條の十一の八、第四十八條の十一の十五、第四十八條の十一の二十、第四十八條の十一の二十三及び第四十八條の十一の二十七」に改め、同表第四十八條の十二第一項の項を次のように改める。

第四十八條の十二第一項	
市町村民税の中間納付額	都民税の中間納付額
市町村長	都知事
当該市町村民税	当該都民税
市町村内	都内
市町村民税に	都民税に
市町村民税額	都民税額
市町村民税の法	都民税の法
市町村民税で	都民税で

第五十七條の二の表第四十八條の十三第二項の項中「第五十三條第二十六項」を「第五十三條第三十八項」に改め、同表第四十八條の十三第八項の項中「第四十八條の十三第八項」を「第四十八條の十三第七項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第九条の七第七項ただし書又は第四十八條の十三第八項ただし書」を「第九条の七第六項ただし書又は第四十八條の十三第七項ただし書」に改め、同表第四十八條の十三第九項の項中「第四十八條の十三第九項」を「第四十八條の十三第八項」に、「同条第二十六項」を「同条第三十八項」に改め、同表第四十八條の十三第十項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項の項中「第四十八條の十三第十項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項及び第十九項」を「第四十八條の十三第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項」に改める。

第五十七條の二の二中「第三百二十一条の八第二十四項の」を「第三百二十一条の八第三十六項の」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）を削り、同条第一号中「連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条から第五十七條の二の四まで及び第五十七條の四において同じ。）」、「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第六十六條の七第五項」を「第六十六條の七第四項に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「又は法第六十八條の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第五十三條第三十六項」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」と、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度の控除対象所得税額等相当額」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第五十三條第二十四項」を「第五十三條第三十六項」に改め、同条第三号中「又は連結事業年度の」を削り、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に改める。

第五十七條の二の三中「第三百二十一条の八第二十五項の」を「第三百二十一条の八第三十七項の」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）を削り、同条第一号中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第六十六條の九の三第三項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八條の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第五十三條第二十五項」を「第五十三條第三十七項」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」と、「の控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を」と、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度の」に改め、同号イ中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第五十三條第二十五項」を「第五十三條第三十七項」に改め、同号ロ中「又は連結事業年度」及び「又は個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に改める。

第五十七條の二の四中「準用する法第三百二十一条の八第二十六項」を「準用する法第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同条第一号中「又は連結事業年度」を削り、「第五十三條第二十六項」を「第五十三條第三十八項」に改め、同条第二号中「又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」と、「において課された外国の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」と、「が当該事業年度又は連結事業年度」を「が当該事業年度の」に改め、同号イ中「又は連結事業年度」を削り、「第五十三條第二十六項」を「第五十三條第三十八項」に改め、同号ロ中「又は連結事業年度」を削り、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改める。

第五十七條の二の五中「第三項」を「第二項後段」に改める。

第五十七條の四中「連結事業年度」を削り、「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第三十一項」に改める。

参考

(抜 粹)

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年九月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百六十四号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「においては」を「には」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「によつて」を「により」に、「あん分」を「按分」に改める。

第六条の九の二第二項第一号及び第二号中「又は連結事業年度」を削り、「第二項若しくは第四項」を「若しくは第二項」に改める。

第六条の十四第一項第四号中「第五十五条の四第一項」、「第七十二条の三十九の四第一項」及び「第三百二十一条の十一の三第一項」を削る。